

2017年7月

ご投資家のみなさまへ

大和証券投資信託委託株式会社

ダイワMR Fに関する協会規則改正について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は弊社の投資信託に格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、MR F（マネー・リザーブ・ファンド）につきまして、一般社団法人投資信託協会の規則が改正され、取得・保有を個人投資者に限定する旨が明記されることとなりました。これは、システミック・リスク回避のための国際的な規制および管理に関する共通規範に沿った対応を行うためのものです。

つきましては、2017年12月1日以降、ダイワMR Fは個人のご投資家のみなさま以外、取得・保有はできなくなります。

内容を下記のとおりまとめましたので、何卒ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 規則の名称

「MMF等の運営に関する規則」等

2. 改正の内容

MR Fは、証券会社における証券総合口座用ファンドとして個人のご投資家のみなさま向けに設定されました。

今回の規則改正で、「実質的に自然人である個人（法人による取得又は保有であっても、自然人である個人が取得・一部解約の投資の判断を行うものを含む。）を対象として取得又は保有されるもの」と明文化されます。

3. 適用日

2017年12月1日

なお、本件に係る投資信託協会の規則の改正内容が同協会のホームページで公表されておりますので、以下のURLも合わせてご参照ください。

<http://www.toushin.or.jp/publiccomment/ichiran/15097/>

以上

※ご参考 目論見書の記載追加について

2017年8月25日の更新時に、目論見書の「お申込みメモ」の項に次の記載を追加します。

購入の取扱い：平成29年12月1日以降は、原則として、個人投資者の購入申込みに限定します。

※太枠内が追加箇所です。

手続・手数料等

ダイワMRF(マネー・リザーブ・ファンド)

お申込みメモ

購入単位	1円以上1円単位
購入価額	①購入申込受付日の正午以前に購入代金の受領の確認をした場合 購入申込受付日の前日の基準価額(1万円当たり) ^{※1} ②購入申込受付日の正午を過ぎて購入代金の受領の確認をした場合 購入申込受付日の翌営業日の前日の基準価額(1万円当たり) ^{※2} <small>※1 購入申込受付日の前日の基準価額が1万円を下回っているときは、購入の申込みに応じないものとします。 ※2 購入申込受付日の翌営業日の前日の基準価額が1万円を下回ったときは、当該購入申込受付日の翌営業日以降、最初に購入にかかる基準価額(営業日の前日の基準価額)が1万円となった計算日の基準価額による購入の申込みとみなします。 (注) 購入申込受付日は、委託会社の営業日とします。</small>
購入代金	—
購入の取扱い	平成29年12月1日以降は、原則として、個人投資者の購入申込みに限定します。
換金単位	—
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の前日の基準価額(1万円当たり) <small>※換金の申込みを販売会社が正午以前に受付けた場合で、当日に換金代金の受取りを希望される場合は、換金申込受付日の前日の基準価額(1万円当たり) (注) 換金申込受付日は、委託会社の営業日とします。</small>

(以下略)

以上